

鹿 児 島 県 公 報

令 和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 6



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 1

教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 関 係 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (総務福利課取扱い) 1
-
- 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 非 常 勤 職 員 の 勤 務 時 間 , 休 暇 等 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (総務福利課取扱い) 2

教 育 委 員 会 告 示

- 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 事 務 局 職 員 の 駐 在 機 関 等 の 一 部 改 正 (※) (総務福利課取扱い) 3

教 育 委 員 会 規 則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 16 号

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則 (昭和31年鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 13 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別表第 1 第 20 号の見出しを「健康管理休暇」に改める。

附 則

この規則は、令 和 8 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

教 育 委 員 会 訓 令

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 3 号

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 関 係 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

令 和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 関 係 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 関 係 職 員 服 務 規 程 (昭 和 36 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 2 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 10 条 を 次 の よう に 改 め る。

第 10 条 削 除

第 12 条 の 2 の 見 出 し を 削 り , 同 条 の 前 に 見 出 し と し て 「 (療 養 休 暇 等) 」 を 付 し , 同 条 第 1 項 中 「 第 24 条 第 2 項 第 8 号 に 規 定 す る 」 を 「 第 24 条 第 2 項 第 5 号 に 規 定 す る 特 別 休 暇 の う ち 公 務 上 の 負 傷 又 は 疾 病 の た め 療 養 す る 必 要 が あり , そ の 勤 務 し な い こ と が や む を 得 な い と 認 め ら れ る 場 合 の 」 に 改 め , 同 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る。

第 12 条 の 2 の 2 非 常 勤 職 員 規 程 第 24 条 第 2 項 第 5 号 に 規 定 す る 特 別 休 暇 の う ち 通 勤 に よ る 負 傷 又 は 疾 病 の た め 療 養 す る 必 要 が あり , そ の 勤 務 し な い こ と が や む を 得 な い と 認 め ら れ る 場

合の特別休暇の請求（当該休暇の期間の延長の請求を含む。）は、通勤上傷病休暇（延長）申請書に所要の事項を記載し、総務福利課長に提出することにより行わなければならない。

第12条の3第1項第1号中「第24条第2項第9号」を「第24条第1項第18号」に改め、同項第3号中「第24条第2項第6号 生理休暇」を「第24条第2項第3号 健康管理休暇」に改め、同項第7号中「第24条第2項第1号」を「第24条第1項第15号」に改め、同項第8号の3の2中「第24条第2項第2号」を「第24条第1項第16号」に改め、同項第8号の4中「第24条第2項第3号」を「第24条第1項第17号」に改め、同項第11号の3中「第24条第2項第7号」を「第24条第2項第4号」に改め、同条第2項中「第4号、第5号及び第8号」を「第1号、第2号及び第5号」に改める。

第12条の4第1項中「第24条第2項第4号」を「第24条第2項第1号」に、「要する」を「必要とする」に改める。

第12条の5第1項中「第24条第2項第5号」を「第24条第2項第2号」に改める。

第22条第1項第1号中「、別勤命令簿」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

鹿児島県教育委員会訓令第4号

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令
鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年鹿児島県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第24条第2項第3号」を「第24条第1項第17号」に改める。

第24条第1項第13号中「次項第3号ア及びウ」を「第17号ア及びウ」に改め、同項に次の4号を加える。

(15) 生後1年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の非常勤職員にあっては、その子の当該非常勤職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該非常勤職員がこの号の特別休暇を使用しようとする日におけるこの号の特別休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(16) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤職員（1年間当たりの勤務日の日数が121日以上である者に限る。以下この号及び次号において同じ。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1

日当たりの平均勤務時間に 5（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間（1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）の範囲内の期間

- (17) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあっては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号並びに次項第 1 号及び第 2 号において「要介護者」という。）の介護その他の教育委員会が定める世話をを行う非常勤職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1 日当たりの平均勤務時間に 5（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間（1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間））の範囲内の期間

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

- (18) 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第 24 条第 2 項中「第 8 号」を「第 5 号」に改め、同項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号から第 7 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同項第 8 号中「又は」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 9 号を削り、同条第 3 項第 2 号中「前項第 6 号」を「前項第 3 号」に改め、同項第 3 号中「及び第 13 号並びに前項第 2 号及び第 3 号」を「、第 13 号、第 16 号及び第 17 号」に改め、同項第 5 号中「前項第 1 号」を「第 1 項第 15 号」に改め、同項第 8 号を削り、同項第 7 号中「前項第 5 号」を「前項第 2 号」に、「前項に」を「第 1 項に」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「前項第 4 号」を「前項第 1 号」に、「同項第 5 号」を「同項第 2 号」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 1 項第 18 号及び前項第 5 号に掲げる特別休暇 1 日又は 1 時間

第 24 条第 4 項及び第 5 項中「並びに第 2 項第 2 号及び第 3 号」を「、第 16 号及び第 17 号」に改め、同条第 7 項中「及び第 14 号並びに第 2 項第 2 号及び第 3 号」を「、第 14 号、第 16 号及び第 17 号」に改め、同条第 10 項及び第 11 項中「第 2 項第 2 号、第 2 項第 3 号」を「第 1 項第 16 号、第 1 項第 17 号」に改める。

第 25 条第 1 項及び第 5 項中「前条第 2 項第 4 号」を「前条第 2 項第 1 号」に改める。

第 26 条第 1 項中「同条第 2 項第 8 号」を「同条第 2 項第 5 号」に改め、同条第 2 項中「同条第 2 項第 4 号及び第 5 号」を「第 2 項第 1 号及び第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 24 条第 2 項第 4 号又は第 5 号」を「第 24 条第 2 項第 1 号又は第 2 号」に改める。

第 27 条第 4 項中「第 24 条第 2 項第 4 号又は第 5 号」を「第 24 条第 2 項第 1 号又は第 2 号」に改め、同条第 5 項中「第 24 条第 2 項第 4 号」を「第 24 条第 2 項第 1 号」に改める。

第 28 条第 1 項ただし書中「第 24 条第 2 項第 4 号」を「第 24 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 6 号

昭和 51 年 9 月 27 日鹿児島県教育委員会告示第 5 号（鹿児島県教育委員会事務局職員の駐在機関等）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

表を次のように改める。

駐在機関名	駐在場所	所管区域	担当事務
教育庁東京都駐在機関	鹿児島県東京事務所内		特命に関する渉外事務
教育庁茨城県駐在機関	独立行政法人教職員支援機構つくば本部内		教職員研修に関する指導・助言・援助の企画立案事務
大島教育事務所徳之島町駐在機関	徳之島町教育委員会事務局内	大島郡徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町及び与論町	教育に関する指導連絡事務